

聖籠町教育委員会訓令第3号

聖籠町教育委員会処務規程等の特例を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年7月25日

聖籠町教育委員会委員長 稲田 健一

聖籠町教育委員会処務規程等の特例を定める規程の一部を改正する訓令

聖籠町教育委員会処務規程等の特例を定める規程（平成17年教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（聖籠こども園を除く。以下同じ。）」を「（聖籠こども園を含む。以下同じ。）」に改め、同条第4号中「小、中学校における用務員、情報機器管理、子ども健康相談及び介助員の業務」を「こども園、中学校における用務員の業務」に改める。

第3条第1項第2号中「40時間」を「38時間45分」に改め、同項第3号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第2項中「学校教育課長」を「子ども教育課長」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。